

仙台市森林アドバイザーの会

規 約

2009 / 4

郵送先

〒980-0811

**仙台市青葉区一番町四丁目1番3号
仙台市市民活動サポートセンター 内
レタークース 2番**

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、仙台市森林アドバイザーの会と称する。会員間のコミュニケーションネームを“もりっと仙台”と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、仙台市森林アドバイザーの会の代表幹事宅に置く。

第3条（目的）

本会は、森林整備作業や自然観察などの森づくりの実践活動を通して、自然環境保全に寄与することを目的とする。

第2章 活 動

第4条（活動）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の3つの活動を行う。

- (1) 実践や体験を通して森林に親しみ、楽しむ活動。
- (2) 行政当局および助成団体と協働して森づくりを行う活動。
- (3) 森林関係団体および法人、個人と連携して森林を守り育てる活動。

第3章 会 員

第5条（会員資格）

本会の会員は、下記の2種の会員で構成する。

- (1) 【正会員】仙台市経済局農林部農林土木課主催の「仙台市森林アドバイザー養成講座」を修了した本会の趣旨に賛同する者、および養成講座の主催関係者で入会を希望する者
 - (2) 【賛助会員】当会に賛助できる森林関係団体および法人などで、役員会にて承認する者
- 2 新入会および再入会の申し込みは、本会の様式で事務局に提出して役員会で承認する。
- 3 会員は、総会において定める入会金および会費を納入しなければならない。

第6条（退会、会員資格の喪失および除名）

会員は、代表幹事に通知したうえで、任意に退会することができる。

- 2 会員が下記の時は、会員資格を喪失する。
 - (1) 本人が死亡、もしくは失踪宣言を受けた時
 - (2) 年会費を定時総会開催時より6ヶ月以上滞納した時
- 3 会員が下記の場合は、役員会で弁明を聞いたうえ、除名できる。

- (1) 本会の目的に反する言動、または信用を著しく毀損する言動を行った場合
 - (2) 会員としての品位を著しく失墜する言動があった場合
- 4 既に納入した会費およびその他拠出金品は返還しない。
- 5 貸与されている物品(腕章など)がある場合は返却する。

第4章 役 員

第7条 (役員の構成および選任)

- 本会に次の役員を置く
- (1) 代表幹事 1人
 - (2) 副代表幹事 2人以内
 - (3) 幹事 20人以内
 - (4) 監事 2人
- 2 役員は、正会員の中から総会で選任する。
- 3 代表幹事と副代表幹事は、幹事の互選により選任する。
- 4 幹事および監事は、相互に兼ねることはできない。

第8条 (役員の管掌職務)

- 代表幹事は本会を代表し、その職務を統括する。
- 2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故ある時、または代表幹事が欠けた時はその職務を代行する。
- 3 その他幹事の管掌職務については、細則にて別に定める。
- 4 監事は、幹事の職務執行状況と本会会計の状況を監査し、総会に報告する。
また、役員会においてその職務に関して意見を述べることができる。

第9条 (役員の任期)

- 役員の任期は、定時総会から翌々年の定時総会までの2年間とする。但し再任は妨げない。
- 2 任期中の退任に伴う後任選出は、役員会で選任する。その場合の任期は残存期間とする。

第10条 (顧問および評議員)

- 本会に、若干名の顧問および評議員を置くことができる。
- 2 顧問は、会運営に功績があった者と学識経験者の中から役員会で選任し、代表幹事が委嘱する。
- 3 評議員は、正会員の中から役員会で選任し、代表幹事が委嘱する。
- 4 評議員は、代表幹事の諮問に応じ、役員会で意見を述べることができる。

5 顧問および評議員の任期は、役員任期と同じにする。

第5章 総会

第11条（構成と種別および開催）

総会は、正会員をもって構成し、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、年1回、4月に開催する。臨時総会は、必要に応じて代表幹事が招集できる。

第12条（総会の成立と議長）

総会は、出席者と委任状提出者の合計数が会員総数の2分の1以上をもって成立する。

2 会員は、本人が出席できない場合は代理人(正会員に限る)に委任することができる。その場合、本人は予め委任状を代表幹事に提出しなければならない。

3 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第13条（議決承認事項）

総会は、活動報告および収支決算の承認、活動計画および収支予算の承認、役員の選任、その他特に重要な事項を議決する。

第14条（議決方法と議事録）

総会出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 役員会

第15条（構成と種別および開催）

役員会は、代表幹事、副代表幹事およびその他の幹事で構成する。

2 役員会は、年6回の定例会開催のほか、代表幹事が必要に応じて招集し、臨時に開催できる。

第16条（役員会の議長、議決方法、議事録）

役員会の議長は、代表幹事および副代表幹事がこれにあたる。

2 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

3 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第17条（議決事項）

役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会の招集および総会に付議すべき事項と、総会の議決した事項の執

行に関する事項

- (2) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項や、活動の執行に必要な事項

第7章 事務局

第18条（事務局）

- 本会に、事務を総括する部署として事務局を設置する。
- 2 事務局長と事務局次長、事務局員は、幹事の中から役員会で選任する。
- 3 事務局の職制、その他事務局に關し必要な事項は細則で定める。

第8章 会計

第19条（経費）

本会の運営に必要な経費は、年会費、事業収入、助成金、寄付金、賛助金、その他の収入をもって充てる。

第20条（事業年度）

事業および会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 雜則

第21条(細則の制定など)

この規約の施行上必要な細則は、役員会に諮って定めることができる。

【附則】

- 1 平成16年8月21日、設立のご案内（会則）を基に発足する。
- 2 平成17年5月14日第1回定時総会にて、会の名称を決定、および一部改正を承認。
- 3 平成17年12月3日臨時総会にて、設立のご案内(会則)を条文化して一部改正、規約として施行する。
- 4 平成19年4月6日第3回定時総会にて、一部改正を承認。
- 5 平成20年4月5日第4回定時総会にて、一部改正を承認。
- 6 平成21年4月4日第5回定時総会にて、一部改正を承認。

【細 則】

| | | |
|---------------|------------|----|
| 仙台市森林アドバイザーの会 | 幹事の管掌職務細則 | 1頁 |
| 仙台市森林アドバイザーの会 | 事務局の管掌職務細則 | 2頁 |
| 仙台市森林アドバイザーの会 | 安全確保に関する細則 | 3頁 |

仙台市森林アドバイザーの会 幹事の管掌職務細則

第1条 仙台市森林アドバイザーの会は、本会の目的を達成するために、規約第8条(役員の管掌職務)第3項により、幹事の管掌職務として次の担当部署を設ける。担当部署は兼務することができる。

- (1) 泉ヶ岳整備
- (2) 森林整備
- (3) 自然観察
- (4) クラフト
- (5) こけしの森整備

第2条 各担当部署の責任者は、幹事の中から役員会で選任し、代表幹事が委嘱する。

第3条 泉ヶ岳整備は、「泉ヶ岳有効活用についての政策提言」と「やすらぎの森などの整備事業」の企画と整備作業、事務局への活動報告を担当する。

第4条 森林整備は、坪沼市有林や荒廃した里山、人工林など会の活動フィールド全般における森林整備活動の企画と整備作業、事務局への活動報告を担当する。

第5条 自然観察は、自然観察会の企画と行事の実施、事務局への活動報告を担当する。

第6条 クラフトは、自然素材を利用したものづくりの楽しさを市民に伝える企画と行事の実施、事務局への活動報告を担当する。

第7条 こけしの森整備は、将来の“こけしの森の整備と管理”の全般にわたった提言と仙台市からの委託に向けた準備活動、事務局への活動報告を担当する。

附 則

この細則は、平成20年4月5日から施行する。

仙台市森林アドバイザーの会 事務局の管掌職務細則

第1条 仙台市森林アドバイザーの会は、本会の目的を達成するために、規約第19条(事務局)第3項により、事務局の職制、その他事務局に関し必要な事項を定める。

第2条 事務局長は、本会の事務局を掌理し、事務局員を指揮監督する。

第3条 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時、または事務局長が欠けた時はその職務を代行する。

第4条 事務局の職制として、次の担当部署を設置する。担当部署は兼務することができる。

- (1) 渉外
- (2) 広報
- (3) 会計
- (4) 記録
- (5) 助成
- (6) 安全
- (7) 機材

第5条 各担当部署の責任者は、幹事の中から役員会で選任し、代表幹事が委嘱する。

第6条 事務局は、役員会や総会への提案事項、入退会の受付、会員名簿の管理、規約の制定・改廃、企画の統括など会務全般を担当する。

第7条 渉外は、仙台市農林部農林土木課など関係部署や連携団体との交渉や折衝、業務委託契約などを担当する。

第8条 広報は、会報「もりっと通信」の毎月定時発行と発送、会の宣伝のためのホームページ作成などを担当する。

第9条 会計は、金銭の出納並びに保管、物品の購入など経費に関する事項、会計帳簿の記録と整理および保管、予算の編成、決算の実施などを担当する。

第10条 記録は、総会や役員会の議事録作成、会の行事などの写真撮影と活動記録、各部会などからの報告事項など会全体の記録の整理、保管を担当する。

第11条 助成は、各種助成金関係の資料集めや助成金申請、活動評価報告などを担当する。

第12条 安全は、ボランティア保険への加入手続きのほか、別途定める「仙台市森林アドバイザーの会 安全確保に関する細則」に基づく業務を担当する。

第13条 機材は、森林整備や自然観察、クラフトに必要な機材の調達と機材整備、保管、事務局への活動報告を担当する。

附 則

この細則は、平成20年4月5日から施行する。

仙台市森林アドバイザーの会 安全確保に関する細則

- 第1条 仙台市森林アドバイザーの会は、本会の目的を達成するため、規約第24条(細則の制定など)により、会の活動全般にわたる安全確保のために必要な事項を定める。
- 第2条 この安全確保に関する細則に基づく業務は、事務局の安全担当(責任者を含む)が担当する。
- 第3条 会や連携団体の行事や事業、作業などに伴う諸活動中の事故に対処するため、全会員を対象に、宮城県社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入し、加入了保険の保証限度内において、会としての責任を負う。
- 第4条 上記ボランティア保険で対処できない会の行事や事業、作業などに伴うチーフソーラーの取扱による事故に対処するため、行事によっては、会として加入了保険の保証限度内において、会としての責任を負う。
- 第5条 上記保険に加入していない間の、会や連携団体の行事や事業、作業などに伴う如何なる事故に対しても、会としては責任を負わず、会員の自己責任とする。なお、こうした事態に対処するため、個人負担での普通傷害保険への加入を勧め、自己責任での対処を徹底する。このため、会としては日本国内の適切な普通傷害保険の種類や費用などを調査し、会員に加入案内を紹介する。
- 第6条 会の行事や事業、作業に参加を呼びかけ、これに応じて参加した一般市民に対しては、事故のないよう事前に安全指導を徹底する。またこの際、一般市民を対象にした宮城県社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入し、この保険の保証限度内において、会としての責任を負う。
- 第7条 作業前には、危険予知活動を徹底する。

附 則

この細則は、平成20年4月5日から施行する。